

三種町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

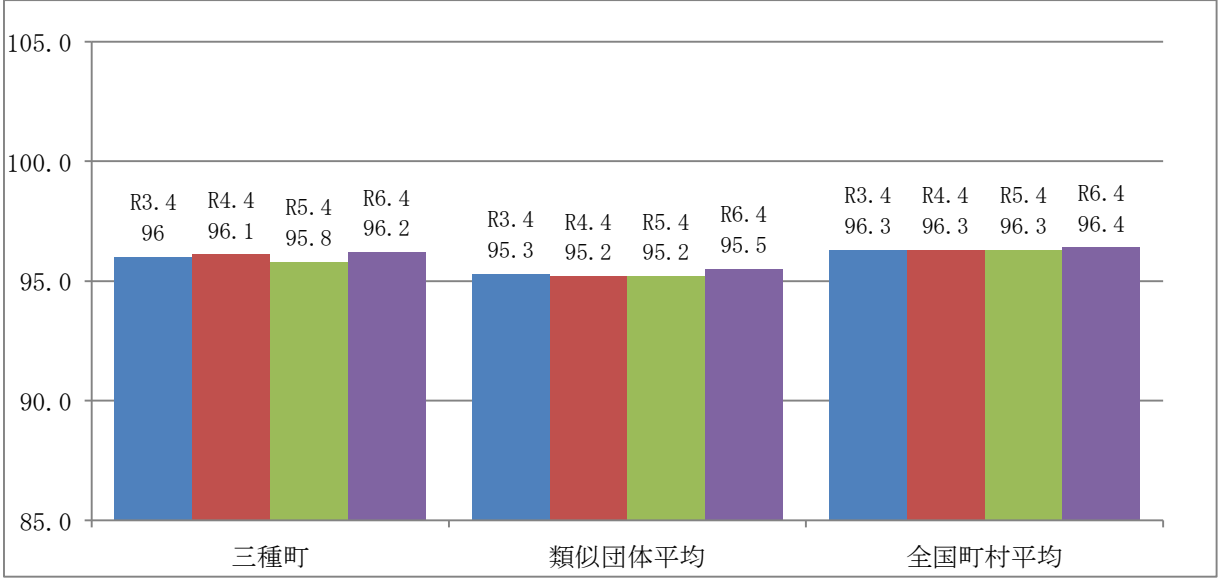
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 14,609	千円 10,977,292	千円 388,866	千円 1,715,187	% 15.6	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B / A	(参考) 類似団体 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 170	千円 618,158	千円 90,382	千円 244,532	千円 953,072	千円 5,606	千円 5,532

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成28年3月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.85%引き下げ。若年層は引き上げ、高年齢層は最大2.87%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成31年2月28日まで）の経過措置（現給保障）を実施

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成28年4月1日）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三種町	41.9 歳	305,400 円	344,600 円	329,800 円
秋田県	43.0 歳	324,600 円	386,200 円	353,900 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.8 歳	305,642 円	350,143 円	330,782 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
三種町	53.8 歳	8 人	278,700 円	299,900 円	293,800 円	—	— 歳	— 円	—
うち校務員	54.6 歳	7 人	274,500 円	286,600 円	287,100 円	他に分類されない従事者	49.1 歳	244,800 円	1.17
うち運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	乗用自動車運転者	59.6 歳	251,000 円	—
秋田県	54.2 歳	215 人	314,400 円	349,800 円	328,200 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.3 歳	6 人	281,027 円	304,160 円	293,976 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
三種町	— 円	— 円	—
うち校務員	4,630,230 円	3,253,900 円	1.42
うち運転手	— 円	3,573,200 円	—
—	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 「運転手」については職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		三種町	秋田県	国
一般行政職	大 学 卒	203,563 円	203,563 円	196,200 円
	高 校 卒	171,882 円	171,882 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	169,971 円	169,971 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	275,000 円	311,300 円	349,900 円
	高 校 卒	240,000 円	280,700 円	276,900 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

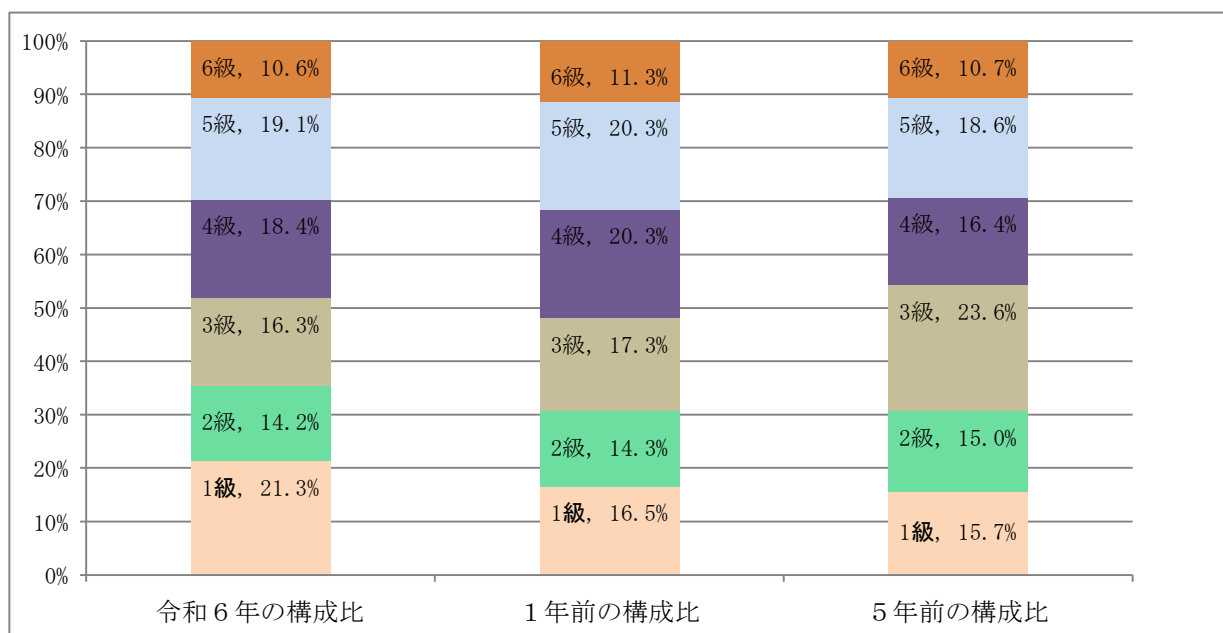
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	主管、課長	15 人	10.6 %	324,957 円	413,664 円
5 級	参事、課長補佐	27 人	19.1 %	297,098 円	396,265 円
4 級	係長、上席主査	26 人	18.4 %	273,161 円	384,196 円
3 級	主席主査、主査	23 人	16.3 %	242,285 円	353,018 円
2 級	主任	20 人	14.2 %	209,196 円	306,954 円
1 級	主事	30 人	21.3 %	163,032 円	250,834 円

(注) 1 三種町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

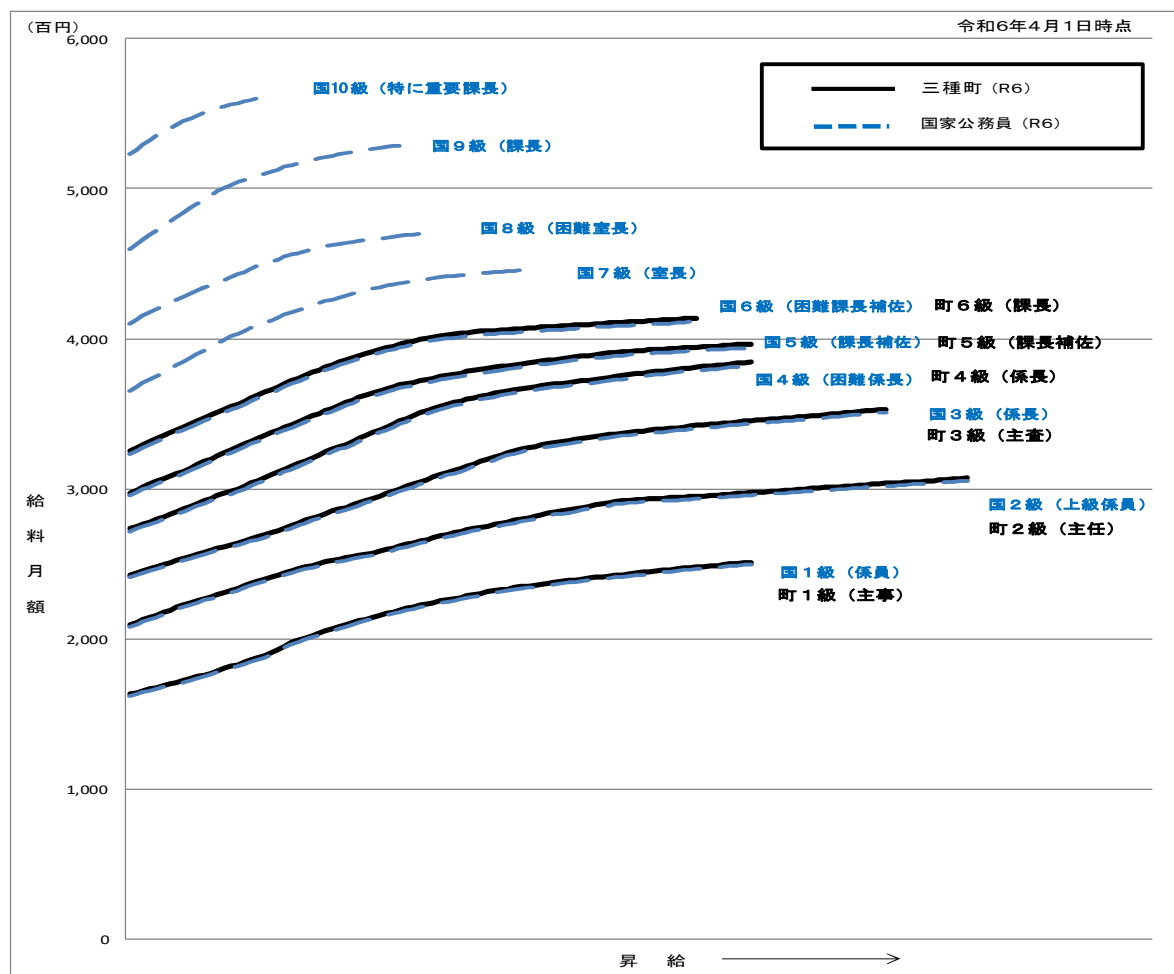
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年4月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三種町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 種 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,380 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,694 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三種町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

三 種 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例加算（2%～45%加算）				定年前早期退職特例加算（2%～45%加算）			
1人当たり平均支給額		223 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

本町は、地域手当の支給がありません。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			1,452 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			63,100 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)			11.79 %	
手当の種類 (手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税徴収手当	税務徴収職員	税金の徴収業務	75 千円	4 時間未満 400円 (1 日) 4 時間以上 600円 (1 日)
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症防疫業務	1 千円	1 日 500円
保育業務手当	保育士等	保育業務	1,375 千円	月 7,750円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	25,143 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	213 千円
支給実績 (令和4年度) 決算	28,472 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	251 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 ・ * 特定期間加算 5,000円 ・ 子以外の扶養親族 6,500円	同	—	14,669 千円	218,940 円
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	—	5,295 千円	294,167 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
通勤手当	・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 31,600円	同	—	10,970 千円	74,626 円
管理職手当	・主管、総務課長 月額48,000円 ・課長、次長、局長、支所長 月額40,000円 ・参事、課長補佐等、園長 月額32,000円	異	区分及び 支給額	17,472 千円	416,000 円
管理職員 特別勤務手当	・管理職員が休日等に緊急性を 要する業務に従事し、休日等の 振替等ができない場合に8,000円 を支給 ・災害対応等で平日深夜に勤務 した場合に6,000円を支給	同	—	1,280 千円	30,476 円
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務 した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 135 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から午前5時までの間に勤務 した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 25 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,400円	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、 現に支給地域に在勤する職員に 対して支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	—	9,651 千円	61,865 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	755,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	560,000 円	900,000 円／	639,000 円
報 酬	議 長	288,000 円	720,000 円／	550,000 円
	副 議 長	255,000 円	340,000 円／	252,000 円
	議 員	241,000 円	275,000 円／	196,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)		
	副 町 長	3.175 月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.075 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	755千円×0.47×勤続月数	17,032 千円	任期毎
	備 考	560千円×0.28×勤続月数	7,526 千円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

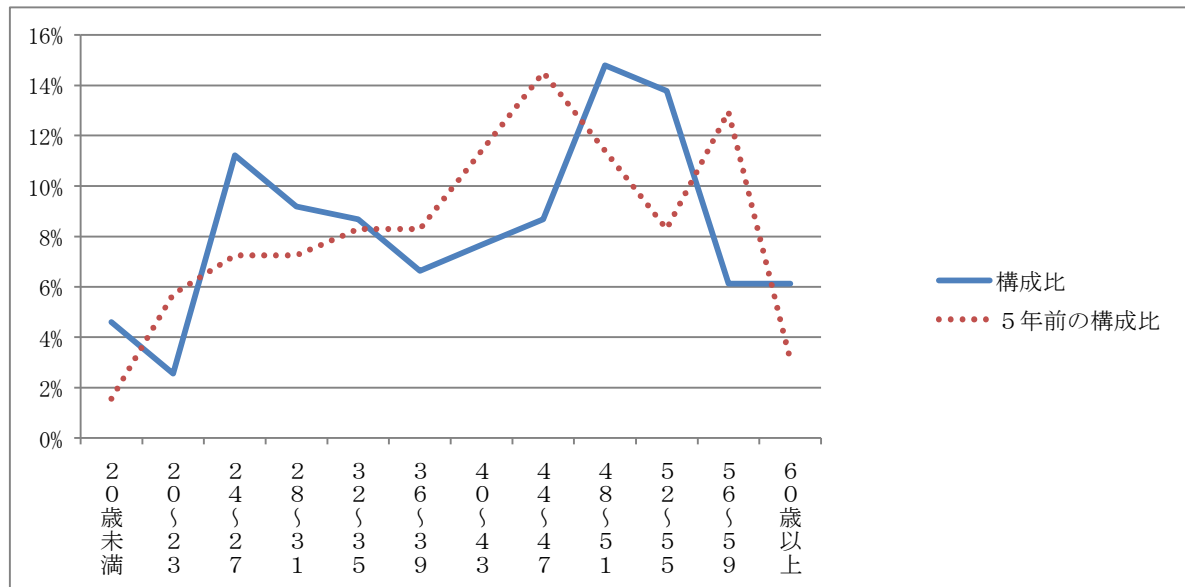
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総務・企画	49	52	3	業務量平準化による増
		税 務	10	10	0	
		民 生	35	35	0	
		衛 生	13	13	0	
		農 林 水 産	14	14	0	
		商 工	8	9	1	業務量平準化による増
		土 木	15	15	0	
	計		147	151	4	<参考>人口1万当たり職員数 103.36人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 107.31人)
教 育 部 門		23	27	4	学校統合推進室の設置による増	
小 計		170	178	8	<参考>人口1万当たり職員数 121.84人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 128.81人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水	2	2	0		
	そ の 他	12	13	1	業務量平準化による増	
	小 計	17	18	1		
合 計		187 〔 224 〕	196 〔 224 〕	9 〔 0 〕	<参考>人口1万当たり職員数 134.16人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9人	5人	22人	18人	17人	13人	15人	17人	29人	27人	12人	12人	196人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	150	153	149	149	147	151	1 (0.7 %)
教育	21	22	24	23	23	27	6 (28.6 %)
普通会計計	171	175	173	172	170	178	7 (4.1 %)
水道	3	3	3	3	3	3	0 (0.0 %)
下水道	4	3	2	3	2	2	△ 2 (△ 50.0 %)
その他	15	14	13	12	12	13	△ 2 (△ 13.3 %)
公営企業会計計	22	20	18	18	17	18	△ 4 (△ 18.2 %)
総合計	193	195	191	190	187	196	3 (1.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和5年度	千円 258,572	千円 8,101	千円 14,866	% 5.7%	% 6.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B	千円	
令和5年度	人 3	千円 9,787	千円 964	千円 4,115	千円 14,866	千円 4,955	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三種町	37.3 歳	271,861 円	412,944 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 種 町	市町村公営企業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,372 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 一般行政職と同じ	(令和5年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 一般行政職と同じ	(加算措置の状況) —

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在） 一般行政職と同じ

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） 本町は該当なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	613 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	204 千円
支給実績（令和4年度）	398 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	133 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 ・＊特定期間加算 5,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	587 千円	195,500 円
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 31,600円	同	—	136 千円	45,200 円
管理職手当	・主管、総務課長 月額48,000円 ・課長、次長、局長、支所長 月額40,000円 ・参事、課長補佐等、園長 月額32,000円	同	区分及び 支給額	— 千円	— 円
管理職員 特別勤務手当	・管理職員が休日等に緊急性を 要する業務に従事し、休日等の 振替等ができない場合に8,000円 を支給 ・災害対応等で平日深夜に勤務 した場合に6,000円を支給	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務 した職員に支給 1時間当たりの給与額×135/ 100×勤務時間数	同	—	23 千円	7,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から午前5時までの間に勤務 した職員に支給 1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,400円	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現 に支給地域に在勤する職員に対 して支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	—	215 千円	72,000 円

(2) 下水道事業（特環）

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占め る職員給与費比率
	A		B		
令和5年度	千円 414,017	千円 3,593	千円 —	% —	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B		
令和5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	-	-	-	-	-	-	6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 給与費等は職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三種町	歳	円	円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 種 町	市町村公営企業（団体平均等）						
1人当たり平均支給額（令和5年度） - 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489 千円						
（令和4年度支給割合） 一般行政職と同じ	（令和4年度支給割合） <table> <tr> <td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>- 月分</td><td>- 月分</td></tr> <tr> <td>（ - ） 月分</td><td>（ - ） 月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	- 月分	- 月分	（ - ） 月分	（ - ） 月分
期末手当	勤勉手当						
- 月分	- 月分						
（ - ） 月分	（ - ） 月分						
（加算措置の状況） 一般行政職と同じ	（加算措置の状況） —						

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

- イ 退職手当（令和6年4月1日現在） 一般行政職と同じ
ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） 本町は該当なし
エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 該当なし
オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	- 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	- 千円
支給実績（令和4年度）	91 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	30 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 * 特定期間加算 5,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	— 千円	— 円
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 31,600円	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	・主管、総務課長 月額48,000円 ・課長、次長、局長、支所長 月額40,000円 ・参事、課長補佐等、園長 月額32,000円	同	区分及び 支給額	— 千円	— 円
管理職員 特別勤務手当	・管理職員が休日等に緊急性を 要する業務に従事し、休日等の 振替等ができない場合に8,000円 を支給 ・災害対応等で平日深夜に勤務 した場合に6,000円を支給	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務 した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 135 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から午前5時までの間に勤務 した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 25 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,400円	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現 に支給地域に在勤する職員に対 して支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	—	— 千円	— 円

(3) 下水道事業（農集）

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和5年度	千円 143,030	千円 1,315	千円 —	% —	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B		
令和5年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 給与費等は職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三種町	歳	円	円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 種 町	市町村公営企業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） — 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489 千円
(令和4年度支給割合) 一般行政職と同じ	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 一般行政職と同じ	(加算措置の状況) —

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

- イ 退職手当（令和6年4月1日現在） 一般行政職と同じ
ウ 地域手当（令和6年4月1日現在） 本町は該当なし
エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 該当なし
オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	— 千円
支給実績（令和4年度）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	— 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 ・＊特定期間加算 5,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	— 千円	— 円
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 31,600円	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	・主管、総務課長 月額48,000円 ・課長、次長、支所長 月額40,000円 ・参事、課長補佐等、園長 月額32,000円	同	区分及び支給額	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理職員が休日等に緊急性を要する業務に従事し、休日等の振替等ができない場合に8,000円を支給 ・災害対応等で平日深夜に勤務した場合に6,000円を支給	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 135 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 25 / 100 \times \text{勤務時間数}$	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,400円	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、現に支給地域に在勤する職員に対して支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	—	— 千円	— 円